



かしま 市議会だより

No.11

KASAMA

2008.11.20



あたご天句の森スカイロッジ付近の十月桜
(開花期間10月初旬～1月中旬)

CONTENTS

平成20年第3回定例会

- 提出議案等の審議結果…………… 3
- 決算特別委員会…………… 4
- 議案の中から ピックアップ! …… 5
- 一般質問…………… 6

19年度決算や20年度補正予算など 全議案を原案のとおり認定・可決!

平成20年第3回笠間市議会定例会が、9月2日から開催されました。初日に、会期を2日から19日までの18日間と決めた後、請願の委員会付託や提出議案の説明が行われました。

3日は議案調査のため休会とし、4日は議案に対する質疑を行い、所管の常任委員会に議案の審査を付託しました。また、平成19年度の決算を審査するため、決算特別委員会が設置されました。

続いて、5日に総務と土木建設委員会、8日に文教厚生と産業経済委員会、9日から11日には、決算特別委員会が開かれ、それぞれに付託された議案等の審査が行われました。

16日から18日の3日間は、13名の議員が一般質問を行い、最終日の19日は、各常任委員会と決算特別委員会の委員長から審査の経過と結果の報告を受け、討論、採決を行いました。また、指定管理者制度に関する調査特別委員会の設置についてなど4件が追加議案として提出され、全議案を原案のとおり可決し、定例会を閉じました。



平成20年第3回笠間市議会定例会会期日程

	月日	曜日	時刻	会議	主な内容
①	9月2日	火	午前10時	本会議	開会、会議録署名議員の指名 会期の決定 請願・陳情（付託） 議案上程・提案理由の説明 質疑・討論・採決（議案の一部）
②	3日	水		休会	議案調査
③	4日	木	午前10時	本会議	議案質疑・委員会付託 決算特別委員会設置・付託
④	5日	金		休会	常任委員会（総務・土木建設）
⑤	6日	土		休会	
⑥	7日	日		休会	
⑦	8日	月		休会	常任委員会（文教厚生・産業経済）
⑧	9日	火		休会	決算特別委員会
⑨	10日	水		休会	決算特別委員会
⑩	11日	木		休会	決算特別委員会
⑪	12日	金		休会	議事整理
⑫	13日	土		休会	
⑬	14日	日		休会	
⑭	15日	月		休会	
⑮	16日	火	午前10時	本会議	一般質問
⑯	17日	水	午前10時	本会議	一般質問
⑰	18日	木	午前10時	本会議	一般質問
⑱	19日	金	午前10時	本会議	各委員会委員長報告 質疑・討論・採決（議案の一部） 追加議案上程・提案理由の説明・質疑・討論・採決閉会 閉会

第3回定例会 提出議案 と 審議結果

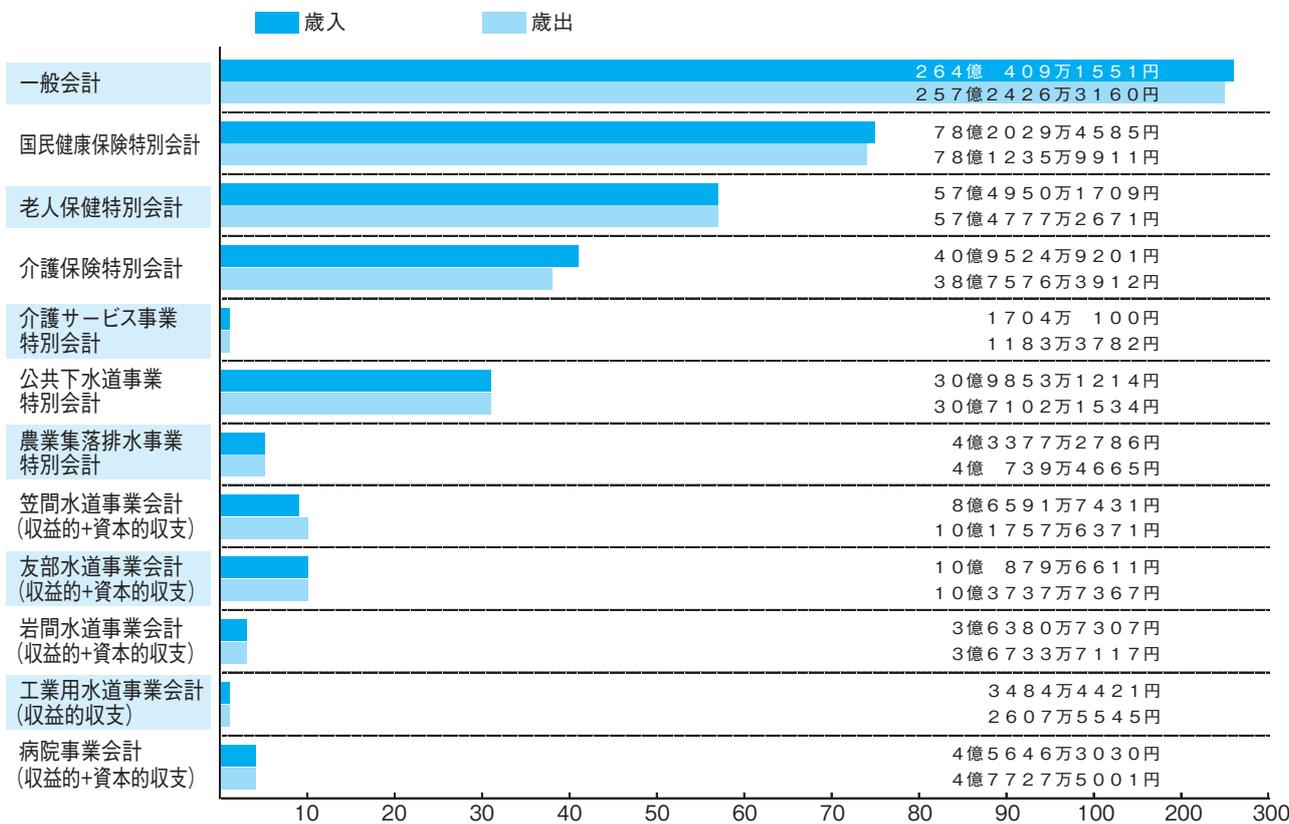
議案番号等	議 案 名 等	審議結果
報告第 10 号	専決処分の承認を求めることについて (平成 20 年度笠間市老人保健特別会計補正予算 (第 1 号))	原案承認 ★
請願第20-2号	原油・食料など生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める請願書	採択
請願第20-3号	教育予算の拡充を求める請願	採択
請願第20-4号	森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書の提出について	採択
請願第20-5号	燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める請願	不採択
請願第20-6号	ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願	不採択
認定第 1 号	平成 19 年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定について	原案認定
認定第 2 号	平成 19 年度笠間市笠間水道事業会計決算認定について	原案認定
認定第 3 号	平成 19 年度笠間市友部水道事業会計決算認定について	原案認定
認定第 4 号	平成 19 年度笠間市岩間水道事業会計決算認定について	原案認定
認定第 5 号	平成 19 年度笠間市工業用水道事業会計決算認定について	原案認定
認定第 6 号	平成 19 年度笠間市立病院事業会計決算認定について	原案認定
議案第 59 号	笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第 60 号	笠間市手数料条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第 61 号	笠間市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第 62 号	笠間市消防団員の任免、定員、服務等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第 63 号	笠間市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第 64 号	笠間市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第 65 号	霞ヶ浦用水地区基幹水利施設管理事業に関する事務の委託について	原案可決
議案第 66 号	茨城地方広域環境事務組合理約の変更について	原案可決
議案第 67 号	市道路線の廃止及び認定について	原案可決
議案第 68 号	土地の取得について	原案可決
議案第 69 号	平成 20 年度笠間市一般会計補正予算 (第 2 号)	原案可決
議案第 70 号	平成 20 年度笠間市老人保健特別会計補正予算 (第 2 号)	原案可決
議案第 71 号	平成 20 年度笠間市介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)	原案可決
議案第 72 号	平成 20 年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算 (第 1 号)	原案可決
議案第 73 号	平成 20 年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)	原案可決
議案第 74 号	平成 20 年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)	原案可決
議案第 75 号	平成 20 年度笠間市笠間水道事業会計補正予算 (第 2 号)	原案可決
議案第 76 号	平成 20 年度笠間市友部水道事業会計補正予算 (第 1 号)	原案可決
議案第 77 号	平成 20 年度笠間市岩間水道事業会計補正予算 (第 1 号)	原案可決
議案第 78 号	平成 20 年度笠間市工業用水道事業会計補正予算 (第 1 号)	原案可決
議員提出 議案第 2 号	指定管理者制度に関する調査特別委員会の設置について	原案可決
委員会提出 議案第 2 号	生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める意見書について	原案可決
委員会提出 議案第 3 号	教育予算の拡充を求める意見書について	原案可決
委員会提出 議案第 4 号	森林・林業・木材産業施策の充実を求める意見書について	原案可決

★ 9/2 議決, その他 9/19 議決

19年度決算認定議案を決算特別委員会で審査しました。

一般会計をはじめとする平成19年度の笠間市全12会計の決算が、決算特別委員会で慎重に審査されました。各会計の決算額、決算特別委員会での審査内容は、次のとおりとなっています。

平成19年度各会計決算の状況



決算特別委員会審査内容

●開催日9月9、10、11日

●主な質疑事項について

【一般会計】

基金の運用形態、市有財産の増減、収入未済額の状況、コンビニ納付の状況、補助金や扶助費などの不要額が多い理由、収納改善の取り組み、農道整備の箇所、給食配送業務委託契約の内容、備品購入単価の決定方法、岩間海洋センター敷地の賃借料の内容、繰越予算の内容など。

【国民健康保険特別会計】

国保税の収納率と滞納整理の現状など。

【介護保険特別会計】

介護サービス給付費の不均衡が多い理由など。

【公共下水道事業特別会計】

基金からの繰入れによる借入金削減の検討など。

【水道事業会計】

資金運用、未収金対策、未払金の内容、延滞金徴収の有無、修繕費の額が多い理由など。

【市立病院事業会計】

一般会計からの出資金など。

●委員会の意見について

3日間にわたり活発な質

疑応答が交わされ、各会計全般について、資金の適切な運用、基金の有効活用による起債の抑制や高金利債の繰上げ償還、負担の公平を図るための延滞金の徴収など適正な財政運営に努めることが大切であるとの意見が、委員会から出されました。

●採決について

認定第1号、平成19年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算の認定についてから認定第6号、平成19年度笠間市立病院事業会計決算認定についてまでの6件は全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決定しました。

決算特別委員会メンバー (8名)

- 委員長：海老澤 勝男
- 副委員長：西山 猛
- 委員：石田 安夫、野口 圓、藤枝 浩、鈴木 裕士、上野 登、竹江 浩



杉山一秀 議員

市道福原本戸線について 早期全線開通を

問 市道福原本戸線は、途中から狭い道路になっていて困っている。生活に密着している道路なので是非早くしてほしく思います。

答 都市建設部長

この道路計画は、放置しないで続けていくのか。その進捗状況と今後の計画についてか。がう。

本路線は、本戸地区の国道五〇号に接続する全体延長三〇〇メートルの道路である。本戸地区は、土地改良事業に合わせ平成二二年度に着手し、平成一六年度に二二〇メートルを一部完了した。残る一八〇メートルについては、国道五〇号線と並行する来栖本戸線で十分補完ができるものと考えており、来栖本戸線を優先に取り組んでいる

状況である。今後の整備計画については、来栖本戸線の整備状況を見ていきたいと思います。

区長制度について

地域コミュニティの充実に

問 最近区長のなり手が少なく、回りがやんでいる地区もあり、困ったことだと思つた。以下についてか。がう。

①市内の行政区の数は。②区長の任期は。③区長の役割とは。④区長の手当は。⑤区長が決まらないう場合の市の対応について。⑥区長制度の課題は。

答 総務部長

①三一九区である。②二年と定めている。③行政情報の市から住民へ伝達、地区住民の要望等の市への伝達、市と地区の連絡調整などである。④基本額三万円と一世帯当たり八〇〇円の合計である。⑤区長が不在となる事態は想定していない。⑥行政区未加入者の解消が課題である。

問 今後、行政区を脱退する人が

見ながら、早期着手に向けて努力していきたい。

が増加するおそれがあるが、その対策は。

答 総務部長

区長制度は、行政にとって大事な組織であり、十分地域の中で協議をしていきたい。また、改善点等があれば区長会の役員会等の中で、検討をしていきたい。



全区の代表者による区長会総会（友部公民館）

山林について

美しい里山の復活を

問 過日、河爺湖サミットが開かれ、地球温暖化や食料不足の問題などについて話し合われた。これらの問題は大変深刻であり、私

たちも真剣に考えなくてはならない。また、最近各地の山々を見ると、荒れ放題で足の踏み場もない状態である。今後、山林の所有

者にとどのような指導をしていくのか。

合併後の林道の整備実績と今後の整備計画はどのようになっているのか。あわせて森林整備などに関する補助事業の内容についてか。がう。

答 産業経済部長

合併後、笠間地区において林道本戸前山線を開設、平成二二年度までの二カ年で舗装工事を予定している。なお、林道整備は地元申請に基づくもので、現在のところ申請がなく、新規の整備予定はない。森林や林道の整備に関する補助事業としては、植林、間伐、林

戦没者慰霊祭について

各地区で行われている慰霊祭の継続を

問 毎年、各地で戦没者慰霊祭が行われているが、最近遺族の高齢化が進み、慰霊碑の管理などが大変な仕事になっている。以下についてか。がう。

①今まで何地区で慰霊祭が行われてきたのか。②その地区への管理費などは支払っていたか。③笠間市の合同慰霊祭の参列者数と経費は。④旧大池田の慰霊碑をどのように考えているのか。⑤これから合同祭を行っていくのか。

答 福祉部長

①友部地区は全地区合同で三年に一回、若間地区は全地区合同で

産物の搬入コスト削減及び防災や山間地域の振興を目的とする国、県の補助事業がある。また、茨城県では、今年度より森林湖沼環境税を新設し、森林が持つ水源の涵養、山地災害防止などの公益的機能の回復を目的に、間伐推進と作業道整備を計画的に進めていくこととしている。当市では、この新税による森林機能緊急回復整備事業により、今年度三七ヘクタールの間伐と一〇〇〇メートルの作業道整備を予定している。今後は、笠間市森林整備計画に基づき、県や森林組合などと連携し、森林の保全に努めていきたい。

二年に一回実施しており、笠間地区は毎年終戦記念日に五箇所の慰霊碑前でそれぞれ別々に行っていた。②友部、若間地区では、追悼式の直接経費を支出、笠間地区は、市から五地区の遺族会に、実情に応じた経費を支出している。③参列者数は、約三五〇名、経費は、約一三〇万円である。④底地が市有地であるため、草刈り等を市が行うことに関して関係各課と調整を図っていく。経費は、約三万円程度である。⑤合同による戦没者追悼式は、毎年実施している予定である。



鈴木貞夫議員

原油高騰に伴う対策について 地場産業・所得の低い人への支援策を

問 昨年以来の原油高騰は、食料品、原材料等の値上がりを引き起して、市民の生活を脅かしている。国、県に対し、市長として対策を要請する必要があると思うが、市長の見解をうかがい、以下質問する。

答 市長 ①原油の高騰に伴う地場産業への対策は、②生活保護世帯などに對する支援策は。

原油価格高騰の問題は、国民の生活全般にかかわるものであり、県市長会や全国市長会等の組織を通じて、国に要望することが効果的であると考え、八月八日に全国市長会として、政府・与党に対し、「原油価格高騰対策の充実に関する緊急要望」を実施したところである。

問 産業経済部長
①県と市で振興対策補助事業と

して支援している。また、自治金融、振興金融制度に対して保証料の補給や利子補給を実施し、経営の安定化に向けて支援していきたいと考えている。

答 福祉部長
②国は、原油等価格高騰対策と

後期高齢者医療制度の問題点について 見直しではなく廃止を

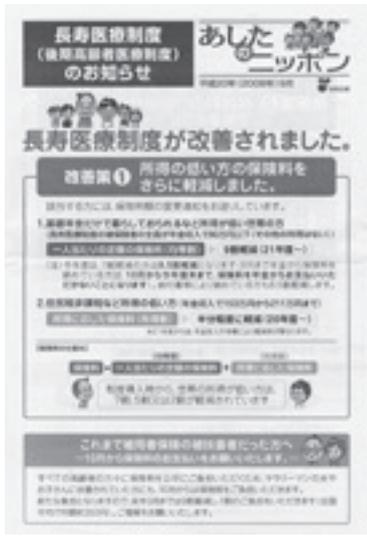
問 四月から発足したこの制度は、当初から見直しをせざるを得なくなり、全国各地で廃止を求め声が高まっている。保険料の不当性や医療給付自体に問題があるからではないか。以下、質問する。

答 保健衛生部長
①低所得者の保険料の引き下げ額、年度、対象数、総額は。②統一収入世帯にもかかわらず保険料負担の減額措置が受けられない問題が起きている。今回の改正では、その格差が現行の六倍から二三倍になるといことが全国で問題になっている。笠間市でも同様のことが起きるのではないか。③終末期患者に対する在宅往診体制についてこのように考えているのか。医療機関と

して、生活困窮者に対する石油等の購入費の助成などを実施した自治体に特別交付措置を行うこととしているが、茨城県では、まだ実施されていない。支援策については、県内の状況等を把握した上で検討していきたい。

協議もしていない状況で対応できないのではないかと。④医療現場では、医療費の上限が六〇〇〇円では必要な治療ができないという声が上がっている。この現状をどのように考えているのか。

①平成二〇年度で所得が三万円以下の方が、今回の改正で七割軽減の方の年間保険料二万二〇〇円から五四〇〇円となる。二年度では、年金収入八〇万円以下の方が二万二〇〇円から三七〇〇円に軽減される。均等割が八割五分軽減された方は三五九八人、金額で一五〇六万八〇〇〇円、所得割が五割軽減に該当した方は六三二人で、金額が六五七万八〇〇〇円であり、軽減の総額は二四四万六〇〇〇円となる。②改正前七割軽減で約七倍、改正後八割五分軽減で約一四倍という格差が考えられる。



9月に配布された制度改善の政府広報

③現時点では、市内で二箇所が在宅医療支援診療所として登録している。今後、多くの医療機関が登録をされることが望ましいと考えている。④後期高齢者であっても、出来高による診療報酬の算定は可能であり、診療が打ち切られることがない。

廃食油の再資源化について バイオディーゼル燃料の活用を

問 今、全国で廃食油の再資源化に取り組んでいるところが多々ある。笠間市の廃食油の再資源化の取り組みについてうかがう。

答 市民生活部長
現在、学校給食センターから排出される廃食油を事業者に提供し、精製されたバイオディー

ゼル燃料を公用車に使用する試験事業に協力している。廃食油の提供量は、二カ所の学校給食センターから月約二二〇リットル、市内の事業者からも廃食油の提供がされており、使用するバイオディーゼル燃料は月約三五〇リットルである。

「エコロンティアかさま」の安全性について 不測の事態の対策は

問 ①硫化水素発生など不測の事態に対し市はどのような対応を考えているのか。②基準を超える排ガス問題について、バグフィルターが故障したときに対応するパイパス施設がないが、万が一の事故への対策をどのように考えているのか。

うな場合には、即時運転を停止し、維持管理マニュアルに従い緊急時の対応に当たる。②予備のろ布材を常備し、中央制御室で常時バグフィルターの状況を監視している。数値の異常が見られれば、運転を停止して予備のろ布材と交換するものである。

答 市民生活部長
①生活環境上影響が生じるよ



町田征久 議員

指定管理者制度について

指定管理者の選定には十分な精査を

問 地方自治法の一部改定によって公の施設に適用された指定管理者制度について、合併前を含む同制度適用施設の件数や種別と具体的な成果についていかがう。

答 市長公室長

公の施設は八〇施設あり、市民サービスの向上や効果的、効率的な施設の運営を図るために指定管理者制度を導入している施設は、合併前から導入している笠間工芸の丘、笠間クラインガルテン、あたご天狗の森スカイロッジの三施設を含め、産業振興施設が二施設、墓盤施設が五施設、社会福祉施設が四施設、さらに今年度より新たに導入となった六つのスポーツ施設を含めたレクリエーション・スポーツ施設が九施設、あわせて合計二〇施設である。指定管理者制度を導入した効果は、民間の管

理運営方法を取り入れることにより、年を重ね、業務を繰り返すことに、市民サービスの向上と効率的な管理運営の効果があらわれてくることと思われるので、今後も指定管理者への指導により適正な管理運営に努めていきたい。

問 新聞報道などで既に周知のとおり、法の定めにより指定管理者制度が推進されているが、管理事業半ばで行政に契約解除を求め企業がある。本来、指定管理者制度は、平成一五年の地方自治法の改正によって導入され、平成一八年九月までに自治体は公の施設の管理運営を直営で行うのが、指定管理者にするのかの選択を余儀なくされた。そこで、改めてうかがう。

すべての公の施設がこの制度になじむものなのか。また、既に同制度により管理委託をしている施設のうち、委託前とその後で特段の事情の変化はないのか。

答 市長公室長

すべての施設が指定管理者制度になじむということにはならないと考えている。また、今のところ特段の事情の変化はない。

問 笠間クラインガルテンで、一年契約で最



指定管理者制度が導入されている笠間クラインガルテン

長五年と定めているが、初回の一年契約中や再契約更新の中で中途解約などがあつたかうかがう。

また、公の施設と指定管理者の選定に対する見きわめを改めて精査すべきであるが私は考えている。ぜひこのことについては、今後の指定管理者制度に移行する際には十二分な精査をしてもらいたいと思う。

答 市長

指定管理者制度の導入では、効果的、効果的な運営、利用者に対してのサービスの向上、施設の有効活用などを目指している。効果が直接的に出やすいもの出にくいものなど施設によっていろいろあると思う。市としては、運営の状況を一年ごとに報告させ、改善点

があれば、しっかりと改善の指導をしていきたい。その中で、指定管理者の選定に対しての見きわめをしっかりとしていきたい。また、先般、城里町では、指定管理者側が一方的に契約を破棄するという例もあつたので、契約内容についても精査しておく必要があると考えている。また、今後すべての公の施設に指定管理者制度を導入するかということについては、十分検討をしていかなければならないと思う。公の施設が指定管理者の

導入に適するかは、しっかりとした議論をしていかなければ結論は出せないと考えている。

答 産業経済部長

クラインガルテンについては、運営八年目になるが、最初の年は、別荘感覚のような人も中にはおり、中途解約する利用者もあつたが、その後は順調にきている。一九年度に契約のキャンセルが一件あつた。

ふるさと創生基金について

大胆に使う構想を

問 新笠間市になり、ふるさと創生基金の残高は現在幾らあるのかうかがう。また、ふるさと創生基金の使用目的はあるのかうかがう。

答 市長公室長

ふるさと創生基金の残高は、一九年度末で四億二八二六万三〇〇〇円である。使用目的は、笠間市ふるさと創生基金条例第一条により、「恵まれた自然を生かし、誇りと愛着の持てるふるさと笠間市を自主的、主体的に築き上げる事業を行うため」としている。なお、二〇年度のふるさと創生基金で実施する事業は、笠間のまつり、ふるさと友部まつり、若間の産業祭、若間図書館の図書等の購入で

五八九九万円の予算を計上している。引き続き基金設置の目的に沿った事業に活用していきたい。

問 ふるさと創生基金の約四億二〇〇万円について、小出しにして使うのではなく、大胆に使う構想はないのか。

答 市長

基金を崩して、例えば市民に役立つ施設などをつくったりどうだという考え方も一つの案ではないかと思っている。ただ、現在のところは、そういう案については持ち合わせてはいない。この基金を取り崩しての使い方については、市民の要望を把握した上で、今後の課題として検討していきたい。



萩原瑞子 議員

戦没者追悼式について 平和を後世に伝える式典に

問 去る八月二三日に、戦没者追悼式典が厳粛な雰囲気の中でとり行われたことは万感の思いである。過去二回の式典に参列し、今後の式典のあり方に大きな課題があるように感じたので以下のおりうかがう。

①戦争の悲惨さと恒久平和を後世にどのよう伝えるか。
②過去二回の式典の参列者の人数は、昨年と比べてどうなのか。
③市内の小中高生に戦争と平和への思いについての作文を式典で発表してもらってはどうか。

答 福祉部長

①戦争による多くの犠牲者の上に今日の我が国の繁栄がもたらされてきたことを強く自覚することともに、時代を経ても風化することなく後世に伝えることが現代に課せ

られた使命であると思う。市としては、追悼式を通して、恒久の平和と戦没者の冥福を祈るとともに戦争の悲惨さ、平和の尊さを後世に伝えていきたいと考えている。

②平成一九年度は約三八〇名、平成二〇年度は約三五〇名の出席であった。

答 教育長

③戦争を体験した方の話をうかがうことは、戦争と平和への思いを考えるために大切なことであり、毎年夏に、友部公民館の事業として筑波海軍航空隊の写真展や戦争体験者による講演を実施している。なお、この式典は、戦没者の御霊に追悼の意をささげるとい

う趣旨であり、関係課と協議した結果、遺族の思いを大切に、あくまでも厳粛な式典の開催を重視したいという結論に至ったところである。

問 戦没者追悼式典については、今の平和の大切さを後世に伝えるためにも、若い方たちも言えたより多くの方々が参加できる方策を考えていただきたい。

答 福祉部長

多くの方々に参列をいただくことにより、平和の大切さを後世に伝えることができると思っております。今後の式典の方策については、引き続き遺族会や関係機関と協議を重ねていきたい。

クールシュヴェール国際音楽アカデミー i n かさまについて 今後の進め方と音楽文化の向上を

問 今年で第四回を数えるクールシュヴェール国際音楽アカデミーにかさまが、盛大に開催できたことを大変うれしく思う。しかし、市民の中にはこの催しを理解していない方が大勢いるのも事実である。そこで、市の考えを以下のとおりうかがう。

①過去四回についての感想と今後はこのように進めていくのか。
②過去四回の受講生の中に市内からの参加者は何人いたのか。
③市内小中

学校で、コンクールへの出場を目標に懸命に練習している生徒に対し何らかの支援をし、音楽部門のレベルアップをはかれないか。

答 市長

①世界最高級の音楽イベントが笠間市で開催されていることは、市の誇れる事業の一つだと思っており、文化交流都市を目指す笠間市としては大変重要であると認識している。今後の進め方については、市全体が音楽をキーワードにして活気づ

いていくことを目指して取り組んでいきたい。それには、市民の方々の浸透と安定した財源の確保が必要不可欠であり、より多くの市民の皆さんに関心を持って参画していただくよう努めていきたい。

答 教育長

②受講生として市内からレッスンに参加された方は、第一回のときにピアノクラスで一人、第四回るときにバイオリンクラスで一人である。

③毎年限られた予算の中で高額な金管楽器を中心に楽器を購入し、整備を行っている。また、保護者の経費負担を図っており、全国大会などに出場した場合には、補助金交付要綱

郵便物のはがきの利用について

はがきで経費節減を

問 郵便物に係る経費は、平成一九年度決算で、約五二七〇万円かかっている。市からの郵便物を見ると、会議の通知などで用紙が一枚入っているだけでも封筒で届き、八〇円かかっている。はがきにすれば五〇円で済み、三〇円の経費が削減につながる。ごみも少なくなり、環境にもよいと思う。会議等の通知などは積極的にはがきを利用してほしいと思いませんか。

答 総務部長

個人情報保護の観点から問題があるものや文書の情報量が多

に墨つき、交通費、宿泊費等の補助を行っている。



クールシュヴェール期間中に行われた街角コンサート

いものなどを除き、簡易なもの、はがきを利用している。平成一九年度のはがきの差し出し数は三二万九五三一通で、郵便差し出し総数の約四二・二％である。また、発送については、区内特別郵便などの各種郵便割引の適用や同一あて先への郵便の取りまとめ発送などにより経費削減を図っており、平成一九年度郵便料金は、前年度に比べ約三三五万円の減となっている。今後は、すべての職員が郵便料の経費削減や環境への配慮に対する意識をしっかりと持つよう指導していきたい。



小磯節子 議員

農業行政について

さまざまな農業振興対策を

問 原油価格の高騰により肥料、資材等も値上がり、生産農家は大変な現状にある。市としてもさまざまな対策を講じていると思うが、以下についてうかがう。

①原油高騰緊急対策事業としての補助は二〇〇万円計上しているが、どのような事業団体に使われているのか。例えばナシ、クリ、花卉、梅などの生産団体に對して補助金を交付するなどの対策を講じる考えはあるか。

②市として、地域の農産物に付加価値を付し、より高く販売するための施策はあるのか。

③今日、食の安全性が叫ばれている。特に、安全な野菜には土づくりが重要である。このような取り組みをどう考えているか。

④過日、東京都江戸川区南葛西第二小学校の五年生一三三名が、

笠間クラインガルテンに田植えの体験学習に訪れた。大変すばらしいことだと感じたので、市としても、地元の子供たちに農業の体験学習を取り入れてはと思うがいかがか。

答 産業経済部長

①依然として厳しい農業情勢の中、市としての農業振興対策について、例えばナシ、クリ、梅、花卉などの生産団体等に対して補助金を交付するなど対策を講じる考えはあるのかとの質問だが、市としては、本年度、生産部会等への事業費の一部補助など、総額で五六八万四〇〇〇円の補助金を予算計上している。また、今回、原油高騰対策として県が行う施設園芸省エネ緊急対策事業をいち早く導入し、市の上乗せ補助を今回の九月の補正予算に盛り込んだところである。生産団体等へ交付する補助金については、市の補助金交付規則及び当該事業補助事業の実施要綱等に基つき、今後も生産団体等の要望を把握し、補助金の交付に對する投資効果、公益上の必要性を明確にしながら、事業費補助を中心に対応していきたいと考えている。

②昨年度策定した笠間市農林業振興基本計画に基づき、笠間産コシヒカリを初め、クリ、菊など本市の顔となる主要な農産物を農業関係団体と連携を図り、総合的な

戦略のもとに地域ブランド化を推進していく計画である。本年度の事業としては、市内で生産される農畜産物を市内料理人や消費者に紹介する地域農産物PR事業、あるいは生産者、菓子業者及び陶芸家の方々がそれぞれの分野での発表展示など多様な面からのクリのPRを行うため、「かさま新栗まつり」を昨年に引き続き実施する。

本市で生産される米、クリ、梅は市場出荷がほとんどであり、加工分野が非常に弱く、加工技術の研究や消費者ニーズを的確にとらえた戦略が不可欠と考えている。

③市では、安全安心な農産物を求める消費者のニーズの高まりに伴い、これまでに以上土づくり及び農業や化学肥料を低減する「エ工」農業茨城」を県と連携して推進している。また、稲わらのすき込みや堆肥の施用を勧め、野菜農家等の求める堆肥の生産や土壌診断に即した的確な施肥などのための課題解決に向けて推進体制の組織化が必要ことから、畜産農家と野菜農

家等が連携し、土づくり運動推進協議会の立ち上げに向けて現在協議を進めている。岩間地区では土壌診断に基づく土壌改良を行い、栄養分やミネラル分などのバランスのとれた健康な土づくりのために活動している団体に補助して、農産物を通して市民の健康増進を図っていく観点から、今後市内全域に広めていくと考えている。土づくりは環境と調和のとれた農業生産活動の基礎でもあり、その重要性に對する認識を深めるため普及啓発活動を進めるとともに、土づくりを通じて化学肥料、農薬の低減を図り、環境負荷の軽減に配慮した循環的な農業のさらなる推進

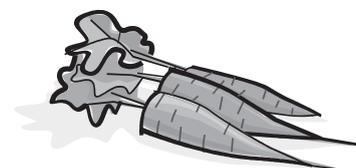


グリーンツーリズムの一環として行われた稲刈り体験

に努めている。

答 教育次長

④最近では、都会に限らず、緑豊かな笠間市でも、子どもたちが家庭で農業を体験する機会が少なくなってきた。本市では、市内全小学校において、総合的な学習の時間の授業を中心に、畑作、稲作の農業体験学習に取り組んでいる。子供たちが土に触れる機会を設け学習を進めるに当たっては、地元の方に指導していただき、収穫祭や三世代交流事業を行って、栽培した作物を地域の方と一緒に会食などとして地域との交流も広がっている。子供たちにとって、農業体験学習を通して、土を耕し、種まきから作物を育てる過程、収穫、そして食べるまでのすべての体験を通じて、自然、土、作物に触れる農業のすばらしさを実感してもらうことは何よりかえがたい経験である。これからさらなる充実を図りながら、継続して事業を行っていききたい。





西山 猛 議員

行財政改革の実行と実績について

ボトムアップの組織づくりを

問 ①笠間市行財政改革大綱に基づいて、実施されてきた改革の成果と今後の課題は何か。②改革の実施にあたり、最大の目的として包含されている事情は何か。③行財政運営の健全化実現に向けた具体策と実行主要項目を尋ねる。

答 市長公室長

①一九年度一六〇項目について行財政改革を実施してきた。概ね計画どおり実施されており、一七年度決算と比較して、約六億円の経費削減があり、一定の成果が得られた。今後の課題としては、重点項目を掲げ、改革のスピードを上げて取り組んでいきたい。②限られた行財政資源のもとで、簡素で効率的、効果的な行政体制の確立である。③具体策は、自主財源の確保と財政運営の健全化であり、市税等収入の確保、広告収入など

新たな財源の確保、財政計画の作成、財政指標の公表、バランスシートの作成、繰上償還による地方債の利息軽減などである。

問 行政改革には、ボトムアップ（下からの意見を吸い上げて全体をまとめていくこと）の組織作りと職員のスキルアップ（技能・技術の向上）が必要である。机上で物事を進めるのではなく、現場の声を吸い上げるような改革を早急に行っていくべきではないか。

「福祉センターいわま」については、地域性や福祉施設としての交通の利便性など福祉全体を見た時、移転建て替えも考えるべきではないか（一例を挙げれば旧岩間町役場あと地など）。また、指定管理者制度を導入している「あたご天狗の森スカイロッジ」や「笠間クラインガルテン」は、同制度導入の目的が本来と違つのではないか。

答 市長

下から意見が上がってくることは、組織としては非常に活性化になるものである。職員提案制度により、職員の意見を政策に反映していきたいと考えている。また、意識改革は、必要なことであり、研修などを工夫しながら職員のスキルアップに努めていきたい。



民間講師を招いて実施した職員研修

答 福祉部長

「福祉センターいわま」については、立地場所及び利用者の利便性等を総合的に検討していきたい。

答 産業経済部長

「笠間クラインガルテン」は公の施設で、目的があり、それに投資効果を求めていくという形の中で、JAと連携して運営をしている。「あたご天狗の森」は、都市住民を対象としたグリーンツーリズムを視野に入れながら、活性化を進めている。

問 世の中は目まぐるしく変化しており、机上の計画では、事情が変わってしまう。意識改革というのは、もっと身近にあるべきではないか。

地方分権がさげばれている中、

茨城新聞に国の出先機関の地方移譲がゼロ回答という記事が掲載されたことについて、市長の見解をうかがう。

答 市長

研修は、基本的には計画に沿って行っていくべきであるが、それがすべてではない。市民の意見や

苦情への対応などから職員が磨かれていくと思っている。

分権が進み、市に権限が移譲されれば、今以上の決断、判断をする能力が求められるが、行政サービスを住民に対してしっかりと行っていくことが大切であると思っている。

教育行政の実態と実務について

大分県の事件が本市教育行政に及ぼす影響は

問 ①昨今の教育行政の現場事情について、理想と現実を率直にうかがう。②現在、社会問題化している大分県の事件について、多方面で物議を醸し出しているが、本市教育行政の実務の内に、どの程度の影響を及ぼすと思量しているか。③教育行政の実務、実態についてスバリ改革点があるのか。あるとすれば、その優先順位をうかがう。

答 教育長

①教育行政は、高い理想を掲げ、それに基づき推進するべきものであると考えている。私が理想としていることは、知性を高め、持ち前を伸ばせる人づくり、豊かな心と健康な体を育て、ふるさと笠間を愛する心情を養える環境の整備である。しかし、さまざまな制約から、必ずしも理想を現実させることができないのが現実である。②教員の採用は、県であるた

め、事件そのものの影響はないが、教員に対する不信感や子どもたちの先生に対する信頼感を失ったりするのではないかと懸念がある。③改革点は、文化財行政の充実、家庭教育、生涯スポーツ、施設の耐震化などである。優先順位は、内容が多岐あり、順位をつけることはできない。

問 私は大分県の事件は、影響があると思う。そういったことに触れないという部分が、教育行政の一番悪いところではないか。この問題を、学校と子、子と親、親と学校がひとつのテーマとして話し合えればいい学校教育ができると思う。その点について、もう一度うかがう。

答 教育長

大分県の事件を通して、保護者、教員、教育委員会が議論を重ね、よりよい方向に持っていく体制づくりが大事であると考えている。



鈴木裕士 議員

人事評価について

職員の長所を伸ばし活力あるまちづくりを

問 やる気を起こさせ、持っている能力を十分に発揮させるためには、公平な人事評価が行われることが絶対的な要件となる。人間が人間を評価することは大変難しい面があり、能力、実績を正しく評価しなければ不満が生じ、評価に応じた待遇をしなればやる気を無くす。そこで以下についてかがう。

①今年六月の勤勉手当に関し、市長が調整を行った課の数と全体に占める割合は。②評価者と被評価者の人間関係が悪かった場合等で、実際よりも悪い評価となった場合の救済方法は。③人事評価において、過去の評価実績を反映させるのはどのような場合なのか。④評価育成面談の実行度合いと、実施したことのチェック体制は。⑤現在の評価要素の中で余分なもの、足りないものは

あるか。⑥今年の定時昇給時における昇給層別の人数の割合は。⑦今年六月に支給した賞与の実績で、勤勉手当の評価ランク別の人数の分布割合は。⑧賞与の七割近くが期末手当であり、人事評価の結果に関係なく支給されることについての市長の見解は。

答 市長公室長

①三課について、調整を実施した全体に占める割合は八%である。②評価に個人的な関係が反映しないように、一次評価者の評価を二次評価者がチェックする方式をとっている。③過去の実績を評価することはない。④面談は非常に重要であると認識しており、今後は、確実に実施されたかの確認をしていきたい。⑤本制度は構築されたばかりのため、実施していく中で問題点があれば改正をしていきたい。⑥昇給区分はAからEまでの五段階となっており、標準がCで全体の約八五七%である。Bが三二%、Aは、昨年度はない。Dが〇七%、Eが〇四%であった。⑦管理職では、標準の成績が全体の七八%、標準から上位が、一七三%、標準より下位が一%、さらにその下位に一%分布している。管理職以外では、標準が全体の八六四%、標準から上位が二二八%、標準より下位が〇六%、さらにその下位に〇二%が分布している。

答 市長

⑧支給率や計算方法については、人事院勧告を参考とした笠間市給与条例に基づき実施しており、現状については適正であると考えている。

問 人事評価の結果を、ドラスティックに昇給賞与に反映させて活力ある行政の執行をすべく、条例諸規程を見直しはどうか。

答 市長

人事評価の必要性を考え、人事評価制度を導入した。しかし、公務員の場合は、民間と異なり、業績の結果が数値的なものであり、業績の結果を即給与に反映させるのは適正ではないと考えている。

ボランティア活動について

安心して活動できる環境作りを

問 ボランティア活動は、行政への参画意識、相互扶助、自助努力精神の高揚など非常に大切な活動であり、市の活力、発展を左右すると言っても過言ではない。

答 市長

笠間市でも、政策の大きな柱とすべきものと考えているが、市長の考えをうかがう。

答 市民生活部長

①市が主催す

るためには、ボランティアの活動は大変重要であると認識しており、活動の場の充実やボランティアに携わる人材の育成などを行っていきたくと考えている。

問 ボランティア活動を安心して行える環境をつくるのが活動を飛躍させる大きな要素になると思われるが、活動を主催する者にとって一番頭が痛いのが、活動に伴う保険である。

しかし、通常は保険に加入しないまま行われているのが実情である。そこで以下についてうかがう。

①岩間地区のクリーン作戦は、保険の適用になるのか。②現在発売されている保険で、ボランティア活動に対応した格安の保険の有無について把握しているか。

また、市民への周知はどのようになっているのか。③保険料を行政が負担してボランティア活動を奨励すべきと考えるが、いかがか。

①岩間地区のクリーン作戦は、事業であるため市民総合保険が適用になる。②イベント保険など日掛けの保険があるという事は把握している。年間を通して行うボランティア活動に対応する保険については、把握はしていないが、市が加入している市民総合保険で一定の条件があるが補償の対象となる。市民総合保険については、区長業務の手引きの中でも周知をしているが、各ボランティア団体にも周知を図ってきたい。③市民が安心して地域活動やボランティア活動に参加できるように検討していきたいと考えている。



多くの市民が参加した岩間地区クリーン作戦



横倉きん議員

学校給食について

食材の高騰に対する新たな公費負担を

問 食材料の高騰により運営が困難な学校給食について以下ががう。①食材料への新たな公費負担措置の考えは。②友部地区にも米・牛乳の公費負担をすべきでは。③アルミ弁当が割高のため、友部地区の小学校の米飯給食の回数を減らしている。もともと戻すため自校炊飯にしてはどうか。又、当面飯缶方式に替えてはどうか。④アルミ弁当の食材料以外の委託加工賃、事務処理費を公費負担とし給食費の値上げを避けるべきでは。

答 教育次長

①食材の高騰については、学校給食法第六条の保護者負担の規定に基づき、給食費の値上げも含め検討する。②公費負担の考えは多い。③④自校炊飯に改めるには多くの設備投資や各関係機関との調

整が必要。学校給食全体についての今後の課題として検討する。
問 学校給食法では食材は保護者負担、その他を公費で賄うとあり、委託加工賃、事務処理費は公費で賄うのが当然ではないか。
答 教育次長

法第六条の規定は学校給食の実

地震防災対策について

災害に強いまちづくりを

問 災害に強いまちづくりが求められる中、以下の点をうかがう。①各学校の耐震性は。それを市民に明らかにすべきでは。②学校施設整備計画の前倒しをすべきでは。又、災害時に必要なマニュアルの見直しと整備、訓練計画を具体的にうかがう。③災害時の対策として、避難場所の飲料水の確保、施設のバリアフリー化、非常食の整備など年次計画をもってすべきでは。又非常時に使用できる自家発電機の整備の計画と予算化は。④被害を最小限にするため市民の住居の耐震診断と耐震性の確保のための市の助成制度を創設すべきでは。

答 教育次長

①優先度調査の結果を踏まえ昭和五六年以前建築の校舎に耐震診断を計画し、

施に必要な施設及び設備に要する経費、並びに学校給食の運営に要する経費は設置者の負担ということ。食材等は保護者の負担となるが、今後の物価等の値上げの状況をみて、将来の方針についてあわせて検討していく。

財源措置に応じて、平成二五年年度を耐震診断完了目標年度としており、結果が出次第速やかに公表していく。②計画の前倒しは現在の財政事情を勘案すると考えられない。

答 総務部長

③一九九一年に度地域防災計画を策



市役所に確保されている備蓄食糧

定。この中で毎年防災訓練を実施。現時点で乾燥米や乾パンなどの主食を約一三四〇食、飲料水一一〇本、毛布一〇〇枚を備蓄。今年度も計画的に備蓄するため費用一八万円を予算措置済み。又、災害時における物資の供給に関する協定をいばらきコープ生活協同組合、ジャスコ笠間店、コメリの三団体との間で締結済み。近々カスミとも締結予定。避難所施設のバリアフリー化は当該施設の整備に含ませて検討する。電力や水道は、

市内の管工事組合、電設業協議会との間で結んだ災害時の応急作業に関する協定を活用して確保していく。又、本市のみで実施が困難な場合は計画の中で近隣市町村、県、国等の応援を得て実施するものと定めている。

答 都市建設部長

④耐震診断補助事業の実施に向け既に検討をしている。又、耐震補強工事等の改修費までの補助は大変困難であると考えている。

介護保険の改善について

必要な人に必要な介護を

問 本日に介護が必要な人が、必要な介護を受けられるよう介護保険制度を改善すべき。以下うかがう。①特別養護老人ホームなどの施設整備計画は。又入所待機者の状況は。②介護報酬の引き上げが必要ではないか。又、引き上げが保険料の値上げにならないよう国庫負担の割合の引き上げを国に要請すべきでは。③介護認定調査で、緊急を要する際の手続きはどうなっているのか。④六年の見直しで介護認定基準が低くなったが改善すべきでは。⑤通院介護サービスを受ける場合、医療施設内の介護サービスに報酬がでないため利用していない。改善策は。

答 福祉部長

①計画は事業計画策定委員会を設置して八月から協議開始。二一年から三年の三箇年計画の中で位置づける。三月末、市内の特別養護老人ホームへは八七名が入所申込希望。②介護報酬は二一年四月の改定に向け国において見直し段階。負担割合は法で定められ、国の制度に基づき運用する。③緊急を要する場合、認定結果が出てなくても、担当のケアマネジャーとケアプランの変更を相談し、必要な介護サービスを受けることが可能。④病院内での移動は基本的に院内スタッフが行うこととなっている。市では今後も国の制度に基づき実施していく。



村上典男 議員

市内産業の景気実態について 市民の生の声を吸い上げているのか

問 新笠間市誕生以降の農業、小売業、石材業、窯業、製造業、建築業、建設・管工事・造園業の景気の実態の認識と、それらの出店、倒産、閉店、廃業などについての具体的な数と起因する傾向を産業別にうかがう。

答 産業経済部長

一八年度から二〇年度に「法人設立等に関する申告書」の届け出があったものを調査した結果、合併以降の新規届出者は全体で

一八二件であり、内訳は、農業が一件、小売業が四二件、石材業が三件、製造業が一〇件、建築業が一件、建設・管工事・造園業が二二件、その他九四件である。廃業は、全体で一八四件、内訳は、小売業が三三件、石材業が一〇件、窯業が一件、製造業が五件、建築業が二〇件、建設・管工事・造園

業が二〇件、その他九六件である。業種によって違いはあるが、原材料の高騰や景気低迷による販売不振、高齢化に伴う廃業、後継者不足も大きな要因であると推察している。

問 市は独自の考えを持って、もう少し市民の現場の生の声を聞き届けてほしいと思う。具体的に、現場の声を今までもどういった形で吸い上げてきたのか。あるいはこれからどういったふうに吸い上げていくのかをうかがう。

答 産業経済部長
現場にも出ているが、石材組合、焼物組合、商工会等について随時、総会等で話を聞いている。また、詳細については、リサーチ会社などから来たデータを定期的に確認している。

問 市は独自の考えを持って、もう少し市民の現場の生の声を聞き届けてほしいと思う。具体的に、現場の声を今までもどういった形で吸い上げてきたのか。あるいはこれからどういったふうに吸い上げていくのかをうかがう。

答 総務部長
現在の入札制度については、完成されたものというところの認識はなく、笠間市として、よりよい形に持っていきたいと考えている。また、建設業の組合から改善の要望書が提出され、その際にいろいろな事情を聞いており、改善に努めていきたいと考えている。

公共工事と市内産業の関係について 現行の入札制度に弊害はないのか

問 ①公共工事を請け負っていた地域の建設・管工事・造園業者が次々と倒産または廃業している。その原因の一端に、現行の入札制度の弊害があるとの話を聞いているが、その事実関係と認識をうかがう。②旧笠間、友部、岩間時代の建設・管工事・造園業者の件数が合併後にどのように変化したのか。また、合併前と現在の土木予算の金額と業者の数との相関関係をうかがう。

答 総務部長

①市内の建設・管工事・造園業者数については、確かに減少しているが、これは県内や全国的な傾向でもあり、笠間市の入札制度が特に起因しているとの認識はしていない。②合併前後の一七年度では、競争入札参加願の届け出によると、事業所数は一〇五

社である。合併後の一九年度では、事業所数は九二社となっており、計二社減少している。発注額の状況は、合併前の一七年度は一七億七〇〇万円、合併後の平成一八年度が一七億六〇〇万円、一九年度は二〇億六〇七〇万円となっている。工事費の予算は、合併後の方が大きくなっており、市の発注する土木費の額と市内業者数については、必ずしも相関関係があるものとは思えない。入札制度は時代や状況により変化していくものであり、改善すべき点があれば、今後とも取り組んでいきたいと考えている。

問 現在の入札制度について、改善する意思があるような話をされたが、完成された制度であれば改善する必要はないのでは。完成されていない入札制度という認識の

答 産業経済部長
笠間市独自の制度として、笠間市中小企業事業資金融資あっせん制度がある。振興金融あるいは自治金融として、市内中小企業者に対する事業資金の融資と保証を行っている。また、景気低迷産業

景気低迷産業への救済について 具体的な救済対策はあるのか

問 今の時代、すべてが景気低迷であるため、非常に難しいことであるが、景気低迷の産業に対する具体的な救済策があれば、うかがう。

答 産業経済部長
を対象とした国及び県の制度として、各金融機関や商工会などを窓口、「中小企業パワーアップ融資制度」、「中小企業再生支援融資」などさまざまな制度がある。

もとに入札が施行されているのか。



中小企業向け融資制度のパンフレット



上野 登 議員

イオン進出について 本当にイオンは来るのか

問 県は、昨年、茨城中央工業団地笠間地区の一八ヘクタールを公募、本年一月イオンが優先交渉権を得、事業計画に伴う関係機関と調整等を行い土地譲渡仮契約を締結すると聞いているが、次の点についていかがか。

①本当にイオンは進出するのか。②進出する場合の道路の整備計画は。③スマートインターチェンジで対応できるのか。④課税優遇措置はあるのか。⑤譲渡希望単価が非常に高いが、固定資産の評価は何を基準として評価するのか。⑥近隣の宅地課税に影響はないのか。⑦説明会については、広く周知すべきであるが、特に地元の周知をお願いしたい。

答 市長公室長

①現在、県とイオンは、進出を前提とした事業計画等について協

議中である。②県道大洗友部線バイパスは、四車線の計画であるが、暫定二車線で整備される予定である。また、流通センター北南線、一級九号線のサービスエリアから県道水戸岩間線の区間は、県に早期整備の要望をしている。市道についても、交通量の増加が予想されるため、今後十分検討していきたい。③県ではNEXCO東日本との事前調整を行っており、イオンの事業計画が提出され次第、具体的な協議を進めていくと聞いている。⑦流通センター連絡協議会に諮り、周知を行っていく。

答 総務部長

④優遇措置はない。⑤状況の類似している地区の中から標準的な土地を選定し評価額を決定している。⑥現時点では、影響はないと思われ、道路等周辺施設の整備により状況が変わり、実際の売買価格が上昇した場合には評価額も上がる。

旭町関連の排水路の整備について 旭町地下水路の対策の早期実現を

問 旭町排水路は、航空隊時代の外郭排水、中排水、地下排水の三本の排水路が幹線排水となっており、旧北川根土地改良管理の水田、ため池に三本とも流れている。外郭排水、中排水は整備され、住吉地内で合流した下流の一部が整備

問 ①市に対してイオンから何らかの協議はあったのか。②来客数が年間二〇〇万人も見込んでいますが、道路計画は、本当に大丈夫なのか。

答 市長公室長

①イオンの方からは、今のところ協議はない。②イオンの細かい計画が示されていないため、今の段階では何とも言えないが、県と十分調整をしていきたい。

問 茨城中央工業団地笠間地区、畜産試験場跡地は、県有地であるが積極的に県に働きかけて、一刻も早い土地の利活用促進をすべきである。

答 市長

これらの有効活用は、市としても考えていかなければならない課題だと思っている。イオンの進出については、県で協議を進めているため、その推移を見守っているところであるが、私は進出してくれるものと思っている。

答 都市建設部長

合流地点から下流については、現段階では支障なく機能していると考えており、改修の計画はない。また、これに伴う道路整備計画については、要望箇所が多いため、優先順位をつけて、年次的に整備をしていきたい。地下排水路については、この一帯が昭和三十一年当時、自作農創設特別措置法により政府から住民が取得した農地であり管理者も不明である。具体的な調査は実施されていない。市としては、なるべく早い時期に排水管の位置を公表できるように関係機関と調整して、今後の対応を検討していきたい。

問 旭町の排水路については、将来的に大丈夫なのか。また、関連する道路整備については、既に約束済の箇所であり、早急に改善をしていただきたい。

答 市長

旭町の排水路は、今後、開発が進んでくる中では、排水能力を超える場合もあるかもしれないが、そういう

場合には、開発の中で対応していくことになる。道路については、通行車も住宅も少ない状況であり、今の段階ではもう少し時間をいただきたい。地下排水路については、地元の有識者などの意見を聞きながら、県、国と協議をしていきたい。

問 地下排水路を放置した責任は市にあり、一刻も早く計画を立てて何らかの改善をする必要があると思う。市長の見解をうかがう。

答 市長

旭町の地下排水路については、住民の住宅の下を通っている現実もあり、それを住民にきちんと説明していきたいと思っている。その中で、いろいろな意見があれば対応をしていきたいと考えている。



旭町の地下排水路マンホール



石松俊雄 議員

笠間市の非正規・不安定雇用対策について 「ロストジェネレーション世代」への支援策を

問 平成二〇年版「労働経済白書」(厚労省)を読むと「パートなどの非正規雇用の増加が、労働者の仕事に対する満足度を低下させており、正規雇用の拡大や賃金上昇が必要である」と指摘し、「年長フリーター」など、望まずに非正規社員として働く層の正規雇用化が課題である」と提言されている。この「望まずに非正規社員として働く層」というなかには「ロストジェネレーション」と

言われる二〇代半ばから三〇代前半の人が多い。笠間市における非正規雇用の現状とくに「ロストジェネレーション」の存在に対する市長の見解について聞きたい。

また非正規雇用の労働条件を少しでも改善するために、「改正パートタイム労働法」が本年四月一日から

ら施行された。公務員職場には適用されないが、改正の趣旨に沿って市が雇用する臨時・非常勤職員の均等待遇と雇用の安定を図っていくべきではないかと思う。そこで、①学童保育指導員の給与だけが削減された理由、②継続的な非常勤嘱託職員は勤務年数や経験に心じた報酬にすべき、③臨時職員にも夏季休暇などの付与や教育訓練制度を設けるべき、④臨時非常勤職員に正規職員へ転換する機会を与えるべき、というところについて伺いたい。

答 市長

雇用の安定や安心して働ける職場は、経済の活性化や生活安定を図る上で大変重要であると認識しており、働かざる者も望むものだと考えている。就職氷河期と言われる時代に就職活動を行ったフリーター世代の存在については社会的な問題として取り扱っており、理想としては好ましい状況とは言えないが、実態と理想にギャップがあると考えている。

答 市長公室長

①平成十八年度に合併調整として、臨時・嘱託職員賃金について協議を行った際、県内各地の状況、各職種間におけるバランス等を考慮しながら各単価を調整した結果五職種において賃金上がり、学童保育指導員・図書館司書・レポート点検員の三職種において下がった。②本年八月に人事院より非常勤職員に対する給与

についての指針が示され、非常勤職員の基本となる給与に関しては、類似する職務の非常勤職員の給与を基礎とし、職務内容・職務経験等の要素を考慮して決定し、支給するようになっている。これにしたがい、今後臨時・嘱託職員の給与の見直しを検討していきたい。③非正規雇用者には数々の職種、任用形態があり、全国自治体において取扱いが様々な状況である。そこで本年八月総務省内に「地方公務員の短時間勤務に係る昇制度や任用の在り方を検討する有識者による研究会」が発足した。答甲が出される見込みなので、その答甲の動向を踏まえて検討をしていきたい。④臨時・嘱託職員のみが特別な措置により正規職員へ転換できるような制度を設けると、平等の原則から外れる。正規職員での採用を希望するのであれば、正式に採用試験を受けてもらうことになる。

臨時・嘱託職員の時給

	保育士	栄養士	教諭	調理員	配膳員	学童保育指導員	図書館司書	レポート点検員
18年度	905円	945円	905円	895円	895円	905円	975円	1,000円
19年度	950円	950円	950円	920円	920円	900円	950円	950円

問 ①他の職種は「改正パート労働法」の趣旨通り賃金が改善されているのに、なぜ三職種だけが下がってしまうのか。②地方公務員法は、臨時職員については継続雇用を対象とした法律になっていないが、継続雇用になっているという現実がある。この矛盾をどう整わせていくのが研究会の趣旨であり、その方向性は「非正規雇用労働者の労働条件改善」というのは誰が見ても明らかなこと。提言を待つのではなく市として早目に検討をしていただきたい。③「ロストジェネレーション」の問題は、市長は「社会的問題」として扱っていると言われた。社会的問題を解決していくのは国や地方自治体の責務だと思う。市の臨時・嘱託職員二七四人の二八・八％(七九人)が二〇代三〇代である。「正規の試験を受けるべき」と切っ掛けであるような答弁ではなく、「ロストジェネレーション世代」への何らかの支援策を考えていただけないか。

答 市長公室長

①他市町村の状況と職種による難易度を比較して、九〇五円から九〇〇円に調整をし、学童保育指導員の方に了解をとお願いをした。②あくまでも市としては、答甲の内容を確認しながら対応をしていきたい。③公平性・透明性の観点から正規な採用試験を受けてもらうという正式に試験を受けたいという人との雇用機会の平等性が損なわれる。言い方を換えれば、正式な試験を受けてもらうというところで転換の

機会を与えていると考えている。

答 副市長

指摘の通り、現行の地方公務員制度と現状にギャップが生じていることにより様々な問題が発生していることは我々も認識している。しかし地方公務員制度は、地方公務員法をはじめとする諸制度の枠内で運用されるべきものと考えている。非正規雇用者に対する新たな試験枠や昇給制度等々の問題については、国で検討が行われている状況であり、その状況を見据えながら対応を探っていく。



石田安夫議員

農商工連携促進法について 農商工の連携で地域の活性化を

改善が見込まれ、地域経済の活性化を促し、雇用の拡大などにもつなげる。
こうした農商工連携を促すために、農商工連携促進法が今年七月二二日に施行された。
この法律により、地域を支える中小業者と農林漁業者が連携をして新たな事業を起こす場合、事業

問 農商工連携とは、
商工業者と生産者・農
林水産業者がサービス
や商品の開発で連携
し、地域活性化を促す
取り組みである。

単に農林水産物をつ
くって売るだけでは、
経済的な波及効果は限
界があるが、農林水産
者が中小企業と連携を
して、相互の経営資源
を活用し、新商品や新
サービスを生み出すほ
か、工夫を凝らした取
り組みを展開すること
で、それぞれに経営の

計画が認定されれば、設備投資や
生産、販売、需要拡大など一連の
事業展開にわたって減税や低利融
資、債務保証など、きめ細かな支
援措置を受けることが可能になっ
た。

笠間市においても、地域活性へ
の有効な手段となる農商工連携に
取り組んでみてはと思うが、どの
ように対応するのか、見解をわか
がう。

答 産業経済部長

農商工連携促進法は、地域の基
幹産業である農林水産業と商業、
工業などの分野が連携し、それぞ
れの経営資源を有効に活用するこ
とで相乗効果を発揮し、農林水産
業者と商工業者のさらなる経営力
の向上と地域の活性化を図るもの
である。
本市は、穏やかな気候に恵まれ、
季節ごとにさまざまな農産物が取
穫され、地場産業である笠間焼や
稲田みかげ石などのほか、農業者
と製造業者、小売業、サービス業
などの豊富な資源を活用したさま
ざまな連携を行う可能性を有して
いると考えている。

また、体験型農園や自然を活用
した農業体験などのグリーンツー
リズムにも取り組んでおり、それ
らの事業と連携の必要性も感じて
おり、今後、県や国と連携し、農
商工連携事業の調査・活用を進め
ていきたいと考えている。

問 笠間市の農業者は、常陸秋そ
ば、くりなど、いろいろなものを
作っている。

例えば、これらの資源を旅館な
どと連携させた新しいサービスな
どをせひやるべきであると考えて
いる。

笠間市では、部分的にいろいろ
なことやっているが、全体的にと
うするかというのを考えていな
いのではないかと。調査・活用を進
めていくということであるが、実
際にやる考えはあるのかをわか
がう。

答 産業経済部長

笠間市の観光については、お土
産など農商工が大きく絡んでい
る。

観光の大きなテーマとしては、年
間通年型で人を引くということが
大きな課題であり、それに向けて努
力しているところであり、積極的に
進めていきたいと考えている。

問 市長は、農商工連携促進法を
どのように活用して、農商工連携
を進めていくのか。

答 市長

農産物や地場産業などをいかに
連携して付加価値を高めていくか
ということが課題である。

この制度を活用しながら、農商
工連携での新たな生産体制を築い
ていきたいと考えており、可能性
のあるものについては、積極的に
連携を図っていきたい。

笠間の菊まつりについて 出展者全員に感謝状を

問 近所で、毎年菊づくりをし、
地域の公民館や笠間稲荷に展示し
ている方がたくさんいる。一人で
五〇鉢、一〇〇鉢とつくと、そ
の中心のものを何鉢か展示をし
ている。

そこでつかがう。

①出展者の評価制度はどのよう
にしているのか。②提出者に感謝
状をどう考えるか、市はどのよう
に対応するのか。

答 産業経済部長

①評価については、日本菊花会
の評価マニュアルに基づき、丈
色、天地人、花の高さなどで評価
している。②この市民菊花展は、
市民参画として多くの方々から
日ごろの努力の成果を出展
いただいている。優秀な菊裁
培をした方を表彰するため、
県知事賞、市長賞を初め、特
別賞、佳作として一〇賞を
二〇名程度に下付している。

さらに、参加者の方々には、
菊栽培の技術や品質向上の参
考としていただきたため、参加
賞として菊人形展の入場券を
配布している。

問 出展する作品は、高齢者
などが一人で五〇鉢、一〇〇
鉢とつくり、その中心のものを
何鉢か展示をしているも



今年で101回を迎える笠間の菊まつり

のである。感謝状を全員に出すこ
とはできないか。
答 産業経済部長
市では、初心者からベテランま
で技術の程度に応じて栽培に取り
組めるよう、菊づくり講習会を開
催しており、本年は、約九〇名の
方が参加した。この中で、市民菊
花展に出展する方は、参加者の三
分の一の三〇人程度であり、出展
者の大部分の方には賞を下付して
いる状況である。今後、この市民
菊花展の活性化を図るため、さら
に表彰制度の工夫を凝らしたいと
考えている。



野口 圓 議員

デマンド交通システムについて より使いやすいデマンドタクシーへ

問 ①デマンド交通システムは、市民の間でも好評の事業であり、利用者数が増加していると思われるが、現在までの利用者状況をつかがう。②乗り継ぎの待ち時間が一時間から二時間もかかるので利用できないという市民の声を聞いているが、その後改善されたかをつかがう。

答 市長公室長

①登録者数、利用者数ともに、順調に増加を続けている。一日当たりの平均利用者数は、五月が二二二人、六月が二四四人、七月が一四四人、八月が二五三人で、一日当たりの最大利用者数は一九六名である。②待ち時間を解消するには、増車が必要である。最大の課題であるとは思っているが、経費の増大が必要であるため、今の時点では増車の考えはない。

問 利用者からの意見を要望を聞いてさらに使いやすいものにしていくべきであると思うが、施行から半年が経過し、改善等を行った部分はあるのか。

答 市長公室長

予約センター等などへは、これまで二〇〇件を超える意見が寄せられた。改善点については、乗降口の段差について、順次ステップの設置による段差改善を進めており、利用者からは、好評を得ている。さらに、現在、職員が、直接デマンドタクシーに乗り、意見等もつかがっている。



ステップ設置により乗降時の段差が改善

職員採用について

採用試験おける透明性の確保を

問 笠間市の職員採用は、どのような試験を、どのような人が、何人で担当し、どのように決定されているのか。

また、採用試験についてどのように透明化が図られているのか。

あわせて、選考の基準についてつかがう。

答 市長公室長

本市の採用試験は、第一次試験として教養試験と適性試験を行っており、二次試験は、独自に作文試験と面接試験を行っている。面

接試験は集団討論も行い、受験者の指導性や協調性などの社会的側面も評定の対象としている。

採用の公平性、透明性を確保する

ために面接試験では、受験者の氏名や住所、出身校などを伏せて

行い、受験者の資質のみが評定の対象となるようにしている。また、試験結果についても、ホームページ

などで公表するなど透明性に留意

している。

問 採用審査委員会などつくり、

市民の代表を入れ、審査の透明性を

を高めようか。

答 市長公室長

茨城県弁護士会より派遣された弁護士を含む資格検定委員六名

が、試験結果に基づき、成績順位を決定しており、十分に公平性、透明性を確保していると考えている。

学校教育について

独自性のある教育行政を

問 学校教育について以下をつかがう。

①教育現場における市教育委員会の役割は何か。②教育委員は日常的にどのような活動をしているのか。③笠間市の小中学校で、学級崩壊等はこのぐらいあるか。④

学級崩壊はなくなり、授業中の徘徊など荒れている学校は何校あるか。⑤児童への指導が不適切な教員に対し、教職以外の職に採用できる制度はあるか。

答 教育次長

①学校の基本的な運営方針や教

職員の人事を初め、地域の実情に

応じた教育施策を展開し、教育環境の一層の向上を図っていくこと

である。②教育課題の研究等を通して、笠間市教育の充実発展に努

めており、複雑多様化する教育行政課題について、学校経営の助言

指導などを行っている。③小学校において四年生の一学級が該当し

ていた。この学級に非常勤講師を一定期間措置し、状況の改善に努

めている。④現在のところはない。

⑤県は、児童への指導が不適切な

教員に対しては、一定期間研修等を設定し、成果が上がらない場合は、教員以外の事務職員等への採用、退職への勧告、分限処分ができることとしている。

問 市町村教育委員会の仕事は、人事権を含め、ほとんどない等しいと思う。

答 教育長

現在の学校教育のシステムは、

機能不全を起しており、このよ

うなシステムは変えるべきである

と思うが、教育長の見解をつかがう。

市の教育委員会がどのようなことをやっているかは、なかなか表

には出てこないが、笠間市の子供たちをどのように育てるかという

観点で、努力をしているところである。

また、市町村の独自性というのは大事なものであると考えているが、国の作り上げた制度の中にも必要な部分もあるということはあるが、その中で、笠間市らしいものをつくり上げていきたいと考えている。

地方自治研究

講演会を開催

8月27日、友部公民館に、前鳥取県知事で慶応大 法学部教授の片山義博さんを招き、「地方分権と自治体の自立」というテーマで地方自治研究講演会が開催されました。

講演会は、研修の一環として市と議会の共催で行われたもので、市職員、市議会議員のほか教育委員、農業委員など約300人が参加しました。



市職員や市議を前に講演する片山さん

AED講習会を開催

9月4日、市議会議員を対象としたAED講習会が行われました。

消防本部から講師を招き、心肺蘇生法・人口呼吸法・AEDの使用方法について約3時間、AEDの概略説明やAED使用に至るまでの流れを人形を使って実際にを行いました。講習終了後、参加者全員に終了証が交付されました。



人形を使った心肺蘇生法の講習

会議録をインターネットで閲覧

会議録を笠間市議会のホームページに掲載しています。

笠間市のホームページから笠間市議会のページへアクセスし、「会議録」をクリックしてください。平成18年からの定例会・臨時会の会議録が閲覧できます。



笠間市議会
<http://www.city.kasama.lg.jp/gikai/index.html>

議会日誌

■9月

2日～19日 第3回定例会

4日 決算特別委員会

5日 総務委員会

8日 土木建設委員会

8日 文教厚生委員会

9日 産業経済委員会

9日 決算特別委員会

10日 決算特別委員会

11日 決算特別委員会

12日 議会運営委員会

19日 議員全員協議会

■10月

8日 指定管理者制度に関する調査特別委員会

8日 議会運営委員会

17日 議会運営委員会

21日 議員全員協議会

■11月

12日 議会だより編集委員会

17日 指定管理者制度に関する調査特別委員会

21日 議員全員協議会

25日 議会運営委員会

25日 議員全員協議会



傍聴のご案内

市議会ではどなたでも傍聴できます。議会では皆さんの生活に直結した重要な問題が審議されています。市政を身近にするためにも議会を傍聴してみたいはいかがでしょうか。

● 手続きは簡単です

本会議開催当日に、市役所3階の受付で住所・氏名などを記入し、傍聴券の交付を受けて傍聴席にお入りください。定員は、記者席を含めて36席です。

● 傍聴される方へのお願い

議会には傍聴に関する規則があります。規則を守って傍聴することをお願いします。

請願・陳情

市政などについて要望があるときは、だれでも市議会に申し請願・陳情を行うことができます。

請願・陳情は、文書で行う方法になっていますので、次の請願・陳情書の作成・提出方法を参考にしてください。

● 請願・陳情書の作成・提出方法

1. 請願・陳情書には、特に決められた様式はありませんが、次の書式例を参考に作成してください。
2. 請願・陳情書には、日本語を用いて件名、請願・陳情の要旨、提出年月日、請願・陳情者の住所、氏名（法人の場合には、その名称及び代表者の氏名）、電話番号を記入し、請願・陳情者が押印して、笠間市議会議長あてに提出してください。なお、提出される方が複数の場合は、ほか〇人と記入して、署名簿を添付するか連署してください。ただし、個人においては、署名することにより、押印を省略することができます。
3. 請願書には、紹介議員（1人以上）の署名又は記名押印が必要です。陳情書には紹介議員は必要ありません。
4. 署名簿には押印が原則ですが、拇印も認めます。

請願・陳情の書式例

〇〇〇に関する請願書
(陳情書)

紹介議員
笠間市議会議員
氏名(署名又は記名押印)

陳情書に紹介議員は
必要ありません

〇〇〇に関する請願書
(陳情書)

(要旨)

平成 年 月 日
笠間市議会議長 様

請願・陳情者
住所
氏名(署名又は記名押印) ほか〇人
電話番号

住 所	氏 名	印

● 請願・陳情の取扱い

1. 笠間市議会では、陳情も請願と同様に取り扱います。ただし、持参されたものについては審査をいたしますが、郵送されたものについては、議員に配布のみとし、議員活動の参考にします。
2. 持参いただいた請願・陳情については、文書表にして本会議に提出、所管の委員会に付託し、審査の後、その審査結果に基づき、本会議で採択、不採択の結論を出します。
3. 結論が出されたものについては、その旨を請願・陳情提出者及び市長、関係機関にお知らせします。

編集後記

皆さまお元気で、お過ごしでしょうか。

アメリカの住宅関連サブプライムローンの破綻に始まり、世界の株価の乱高下が続ぎ、さらに、原油高による物価の上昇などが拍車をかけ、日本の各家庭でも不景気感が強まってきております。

苦しい時ほど皆さまの尚一層の頑張りが必要となる中、私たち市議会でも、一日も早く以前のような豊かな市民生活がとりもどせるよう懸命に努力をしておりますので、多方面にわたる皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

今後市民の皆様の明るいニュースが多く聞けますようお願いをこめまして編集後記といたします。

(杉山一秀)

議会だより編集委員会
委員長 町田 征久
副委員長 鈴木 裕士
委員 鈴木 安夫
委員 野口 貞夫
委員 鈴木 貞夫
委員 西山 貞夫
委員 横倉 貞夫
委員 杉山 一秀

